

## 九州ルーテル学院大学における長期履修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州ルーテル学院大学学則第42条の2の規定に基づき、長期履修学生の取扱に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）で、著しく学修時間の制約を受ける者
- (2) 家事、育児、介護等により、著しく学修時間の制約を受ける者
- (3) その他学長が相当と認めた者

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、前年度の2月末日を期限として、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 在職証明書又はそれに代わるもの（職業を有し就業している者のみ）

2 前項各号に定める書類の提出期限は、原則として次に定めるとおりとする。

- (1) 1年次から希望する者 入学手続期間の末日
- (2) 2年次以降から希望する者 長期履修を開始しようとする年度の前年度の2月末日

(許可)

第4条 長期履修の許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

(長期履修期間)

第5条 長期履修期間は、原則として1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1年次から長期履修学生として認められた者は、8年以内
- (2) 2年次から長期履修学生として認められた者は、未修学年数の2倍に相当する年数以内

(在学期間)

第6条 長期履修学生の在学期間は、8年を超えることができない。

(履修期間の変更)

第7条 長期履修学生が長期履修期間の延長又は短縮を希望するときは、適用年度前の2月末日までに長期履修期間変更願を学長に提出しなければならない。

- 2 履修期間の変更は、教授会の議を経て、学長が許可する。
- 3 履修期間の変更は、一回に限るものとする。

(授業料)

第8条 長期履修学生が納付する授業料の額は、九州ルーテル学院大学における授業料及びその他の納付金並びに諸手数料に関する規程の定めるところによる。

(履修上限)

第9条 長期履修学生の履修上限は、年間25単位とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に関わらず、令和4年度以前に入学した長期履修生については、なお従前の例による。

年 月 日

九州ルーテル学院大学長 様

学 科 ..... 学 科 .....

専攻・コース .....

学 籍 番 号 .....

(フリガナ)

氏 名 .....

## 長期履修申請書

長期履修学生として承認いただきたく、別紙必要書類を添えて下記のとおり申請します。

### 記

**履修期間** 長期履修学生として申請する修業年限.....年  
(.....年度から.....年度まで)

**申請理由** .....

.....

.....

**履修計画** .....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※年次毎の計画を  
時系列で記入して  
ください。

以上